

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審被告） 国

被控訴人（一審原告） ほか9名

準備書面 (15)

令和6年7月4日

東京高等裁判所第15民事部 御中

一審被告指定代理人

川 勝 庸 史

加 藤 憲 田 郎

岡 田 健 斗

牧 野 嘉 典

嶋 野 稔 彦

高 橋 蒼 太

矢 崎 剛 吉

内 堀 寿 美 男

金 森 正 博

井 上 和 昌

土 田 純

田 中 利 尚

松 本 豪 史
野 中 絵梨子
大 井 秀 俊
石 田 卓 也
吉 池 弘 晶
島 田 匡 之
小 貫 敏 志
近 藤 誠
鬼 頭 岳 彦
谷 口 智
青 木 孝 夫
成 田 義 則
東 高 徳
大 野 光 秀
能登谷 哉 生
磯 貝 朋 之

(目 次)

第1	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	5
1	避難生活による積極損害について	5
2	住宅の被害について	6
3	家財の被害について	7
4	慰謝料について	9
第2	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	9
1	家財の被害について	9
2	慰謝料について	10
第3	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	11
1	家財の被害について	11
2	車両の被害について	12
3	休業損害について	13
4	慰謝料について	14
第4	一審原告■■■■(原告番号■■■■)及び一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	15
1	家財の被害について	15
2	慰謝料について	17
第5	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	17
第6	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	18
1	住宅の被害について	18
2	家財の被害について	19
3	慰謝料について	21
第7	一審原告■■■■(原告番号■■■■)について	22
1	住宅の被害について	22
2	家財の被害について	23

3	車両の被害について	24
4	慰謝料	26
第8	一審原告(原告番号)	26

一審被告が一審被告控訴理由書、一審被告準備書面(11)及び令和6年2月22日付け準備書面(12)で主張しているとおり、本件氾濫について一審被告の河川管理に瑕疵があったとは認められないから、一審被告は国賠法2条1項に基づく責任を負うものではない。

したがって、一審原告らの請求は、損害を検討するまでもなく理由がないものとして棄却されるべきであるが、一審原告損害各論(1)のうち一審原告〇〇〇の損害に関する主張部分(一審原告損害各論(1)第1・1及び2ページ)及び一審原告らの令和6年5月2日付け控訴答弁書(損害各論)(以下「一審原告控訴答弁書(損害各論)」という。)には未だ不当な部分があることから、一審被告は、この点に関し、本準備書面において、一審被告控訴理由書による従前の主張を補充しつつ、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。また、
原審における一審原告らの本人調書を引用する際は、これを「一審原告■■■■調書」
などと略記する。

第1 一審原告[](原告番号[])について

1 避難生活による積極損害について

(1) 一審原告は、一審被告が、一審原告のホテルへの宿泊の事実及び利用した宿泊プランを裏付ける客観的資料が提出されていないことなどを指摘して、宿泊費用 円の損害発生を認めた原判決の認定の誤りを主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(1)ア・59及び60ページ）に関し、ホテルに宿泊せざるを得ない合理的動機が存在する旨及び一審原告が主張する宿泊料金が高額との評価を受けるような額ではない旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の1・3ページ）。

(2) しかし、一審原告■の損害立証上問題であるのは、一審原告■が宿泊した事実自体と宿泊の際に利用したプランに関して何ら客観的資料による立

証をしないことであって、これらの点についての的確な立証もないままにホテルへの宿泊の必要性和料金の相当性を述べることに意味がなく、一審原告■■■■の前記(1)の主張は当を得ない。

ホテルへの宿泊の事実及びその際の宿泊プランについては、当該ホテルが発行する宿泊証明書、領収書等の客観的資料により立証をするのが通常であるにもかかわらず、一審原告■■■■はそうした立証をせず、そうした立証ができないことについて合理的説明すらしないのであるから、宿泊費用■■■■円■■■■の損害発生は認められるべきではなく、これを認めた原判決の判断は是正されなければならない。

2 住宅の被害について

(1) 一審原告■■■■は、一審被告が、工事の実施及び見積書記載の金額を支出した事実を裏付ける客観的資料が提出されていないことなどを指摘して、自宅修理費用■■■■円■■■■の損害発生を認めた原判決の認定が誤りであると主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(1)イ・60及び61ページ）に関し、見積書の件名の記載から浸水被害による修繕工事であることは読み取ることができ、証拠説明書で見積書が被災後に作成されたことを説明している上、一審原告■■■■が修繕工事をした旨を陳述書（甲損4の1）で述べているから、修繕工事を実施したことは立証されている旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の2・3及び4ページ）。

(2) しかし、一審原告■■■■は、見積書（甲損4の8）に記載された工事の実施及び工事代金の支出に関して何ら客観的資料による立証の補充をしない。この点、証拠説明書によって書証の作成年月日が証明されるかのような一審原告■■■■の前記(1)の主張が当を得ないものであることは明らかである。この点をひとまずおいて、被災後に見積書（甲損4の8）が作成されたことを前提にするとしても、これをもって、見積書記載の工事が実施されたとか、当該工事に係る代金が支払われたなどと推認できるものではないことも明らか

である。

工事の実施やその代金の支払については、工事の実施状況を撮影した写真や適式な領収書等の客観的資料により立証するのが通常であるにもかかわらず、一審原告はそうした立証をせず、それができないことについて合理的説明すらしないのであるから、自宅修理費用 円の損害発生は認められるべきではない。この点においても、修理の対象となった住宅設備の減耗分の考慮もされておらず、原判決はこの点でも不当であるから、原判決の上記判断は是正されなければならない。

3 家財の被害について

(1) 一審原告は、一審被告が、民事訴訟法248条を適用した上で、一審原告の主張する損害額が国税庁資料に基づく家財評価額を下回るとして家財 円の損害発生を認めた原判決の認定が誤りであると主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(1)ウ・61ページ）に関し、①一審原告が所有する家屋が浸水被害を受けたことは本件氾濫の実相から容易に推察され、証拠（甲損4の1、3、10等）からその所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであるから、家財の損害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の3・4ページ）。

(2) しかし、家屋の中にいかなる家財が備え付けられているかは個々の家屋ごとに異なるのであるから、家財の損害の発生については、被災者ごとに、本件氾濫当時にいかなる家財を所有していたかを品目や購入時期等を可能な限り特定した上で、それが財産的価値を有していたことについて具体的な主張立証がされるべきである。しかるに、一審原告が上記主張において言及する一審原告の配偶者である一審原告の陳述書（甲損4の1）、住家が半壊した旨の記載があるにとどまり災証明書（甲損4の3）及び半

壊認定された母屋の外観、玄関先等を写真撮影した報告書（甲損4の10）は、一審原告■の所有する家財が浸水被害を受けたことを何ら明らかにするものではない（り災証明書には家財道具が証明対象にならない旨明示されている。）。かえって、上記陳述書には、家財は新たに購入することができず、これまでのもので間に合わせている旨の記載があるところ（甲損4の1・3ページ）、かかる記載によると従前使用していた家財が利用可能な状況にあると考えざるを得ない。以上によると、一審原告■の家財が浸水被害を受けたことについては、的確な立証がされておらず、損害額の算定以前の問題である損害発生の実事が認められないのであるから、民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている。一審原告■の前記(1)①の主張には理由がないというべきである。

また、一審被告控訴理由書第3の1(2)及び同3(1)ウ（57ないし59及び61ページ）でも述べたように、国税庁資料は、確定申告における所得税の雑損控除の計算方法に関するものであって、損害賠償請求訴訟の損害額を裏付けるものではなく、その算出に利用されることを予定したものではない。その上、国税庁資料に基づき算定される一審原告■の家財評価額■円と一審原告■が主張する家財の損害額■円との差額は■円であって、両者に3倍以上の開きがあることに照らすと、国税庁資料は、個々の被災者の家財の被害について実相を反映するものでないことは明らかであり、一審原告■の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

そして、一審原告■は、その主張において家財の損害額に係る算出過程を明らかにしないし（訴状ないし原判決別紙の原告別損害一覧表、一審原告らの令和2年10月6日付け損害各論準備書面(4)等各参照）、一審原告■も、■円という家財浸水に係る損害額を裏付けるような証拠の存在について説明しないばかりか、上記損害額の算出過程を明らかにし

ない（一審原告■■■■調書10及び11ページ）。こうした点に照らすと、一審原告■■■■が主張する■■■■円という損害額は、証拠の裏付けを欠くのみならず、主張自体としても何ら合理性を有しないものであって、その主張する損害額が国税庁資料に基づく家財評価額を下回るからといって、これを被告が賠償すべき損害額と認定すること（原判決61ページ）は不合理というほかないから、原判決は是正されなければならない。

4. 慰謝料について

- (1) 一審原告■■■■は、本件における慰謝料額算定の要素となるべき事項及び金額算定の基準を類型化して主張していることから、その主張が合理的かつ妥当であり、一審原告■■■■が主張する慰謝料額が相当であると認めた原判決に誤りはない旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の4・4及び5ページ）。
- (2) しかし、一審被告が一審被告控訴理由書第3の2（59ページ）で述べたように、精神的苦痛の大きさは、これを受けた者の個別事情を考慮して測るほかなく、一審原告らが主張するような、その事案において生じ得る事情を抽象的に類型化するなどして算定されるものではない。また、一審原告らの主張する類型化や算定過程が的確なものであると考えるべき根拠は見当たらないから、一審原告■■■■の前記(1)の主張に理由はなく、原判決は是正されるべきである。

第2 一審原告■■■■（原告番号■■■■）について

1 家財の被害について

- (1) 一審原告■■■■は、一審被告が一審原告■■■■の家財の被害について、工事の実施及び見積書記載の金額を支出した事実を裏付ける客観的資料が提出されていないことなどを指摘して、一審原告■■■■について修繕工事費用■■■■円の支出をしたと認められず、その70%の家財被害の損害を

認めた原判決の認定の誤りを主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(2)ア・62ページ。なお、同ページ16行目の「[]円」は「[]円」の誤りであるから、訂正する。）に対し、見積書の件名の記載から浸水被害による修繕工事であることは読み取ることができ、証拠説明書で見積書が被災後に作成されたことを説明している上、一審原告[]が修繕工事をした旨を陳述書（甲損4の1）で述べているから、修繕工事を実施したことは立証されている旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第2の1・5ページ）。

(2) しかし、一審原告[]は、見積書（甲損4の7）に記載された修繕工事の実施及び工事代金の支出に関して何ら客観的資料による立証の補充をしない。そもそも証拠説明書によって書証の作成年月日が証明されるかのような一審原告[]の前記(1)の主張が当を得ないものであることは明らかであるが、この点をひとまずおいて、本件氾濫後に工事見積書（甲損4の7）が作成されたとしても、見積書記載の工事が実施されたとか、当該工事に係る代金が支払われたと直ちに推認できるものではないことは明らかである。

修繕工事の実施やその代金の支払については、工事の実施状況を撮影した写真や適式な領収書等の客観的資料により立証をするのが通常であるにもかかわらず、一審原告[]はそうした立証をしないのであるから、修繕費用[]円の70%の家財被害の損害発生は認められるべきではなく、これを認めた原判決は是正されるべきである。

2 慰謝料について

一審原告[]は、一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の4（4及び5ページ）の主張を引用して一審原告[]が主張したとおりの慰謝料額を認めた原判決に誤りはない旨主張するが、（一審原告控訴答弁書（損害各論）第2の2・5ページ）、前記第1の4(2)で主張したとおり、当該主張には理由がなく、原判決は是正されるべきある。

第3 一審原告■■■■(原告番号■■)について

1 家財の被害について

(1) 一審原告■■■は、一審被告が、民事訴訟法248条を適用した上で、国税庁資料に基づく家財評価額の65%である■■■■円を一審原告■■■の家財の損害額と認めた原判決の認定が誤っていると主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(3)ア・62及び63ページ）に関し、①一審原告■■■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは本件氾濫の実相から容易に推察され、証拠（甲損6の1、2、14等）からその所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであるから、家財の損害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第3の1・5及び6ページ）。

(2) しかし、前記第1の3(2)で述べたとおり、家財の損害の発生については、被災者ごとに、本件氾濫当時にかなる家財を所有していたかを品目や購入時期等を可能な限り特定した上で、それが財産的価値を有していたことについて具体的な主張立証がされるべきである。しかるに、一審原告■■■が上記主張において言及する住家が大規模半壊した旨の記載があるにとどまり災証明書（甲損6の2）、一審原告■■■の自宅の隣家等を撮影したとされる写真（甲損6の14、一審原告■■■調書2及び3ページ）は、一審原告■■■の所有する家財が浸水被害を受けたことを何ら明らかにするものではない（り災証明書には家財道具が証明対象にならない旨明示されている。）。また、一審原告■■■は、被害状況につき、自宅の隣家等を撮影している一方で、1階に残された家財が本件氾濫後にどのような状態になったかについては、写真等の客観的資料を提出して、その所有する家財が浸水被害を受けたことを明らかにしない。そして、一審原告■■■は、本件氾濫の前に自ら購入して所有

れば、整備業者に依頼して領収書等の控えの写しの交付を受けることができるのが通常である。しかるに、一審原告■は上記整備費用に係る領収書等の客観的資料を提出せず、また提出ができない合理的理由があるともいえないから、前記(1)の一審原告■の供述をたやすく信用することはできないというべきである。したがって、原判決が、上記の点を看過して一審原告■■の上記供述の信用性を認め、一審原告■が主張する車両の損害額を認めたことは不合理というほかないから、原判決は是正されなければならない。

3 休業損害について

(1) 一審原告■は、一審被告が、レキオスソフトの開発業務の納期及びレキオスソフトからの報酬受領の事実を指摘し、レキオスソフトから受注した業務が平成28年2月28日まで継続することが見込まれていたなどとしてレキオスソフトから得られる見込みであった報酬と現実を得た収入との差額■■を本件氾濫による休業損害と認めた原判決の誤りを主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(3)ウ・63及び64ページ）に関し、レキオスソフトとは購買覚書（甲損6の16）に基づいて3か月ごとに長周期システム製造の受注をしていたものであり、本件氾濫が発生しなければ平成27年10月1日以降も同様の内容の3か月の長周期システム製造の受注をしていたはずであるから、一審被告の上記主張は失当である旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第3の3・7及び8ページ）。

(2) しかし、一審原告■がレキオスソフトから受注した業務が平成28年2月28日まで継続するとの主張ないしこれと同旨の一審原告■の供述（一審原告■調書6及び7ページ）を裏付ける客観的資料はない。前記(1)の購入覚書には「この覚書は、平成28年2月28日までを期限とする。」との記載があるものの、当該覚書が注文書（甲損6の15）の二日前に取り交わされたことにも照らすと、上記記載は、飽くまで覚書の有効期限を定めたものにすぎず、レキオスソフトが一審原告■■に対して上記期限まで業務の

発注を継続することを推認させるものとは解し難い。

これに加えて、仮に、一審原告■が受注すべき開発業務が平成28年2月28日までであったのであれば、そのように注文を受けるのが自然かつ合理的であるが、注文書（甲損6の15）にはそのような注文であったことをうかがわせる記載は見当たらない。むしろ、注文書（甲損6の15）には、「その他条件」として、「継続する場合は、その旨を1ヶ月前までにご連絡いたします。」との記載があるのだから、開発業務の継続が見込まれていた場合には、「支援期間／納期」の終期の1か月前に当たる平成27年8月31日までは、レキオスソフトからの連絡があつてしかるべきところ、一審原告■からは、この点に関して何らの説明もなされていない。また、上記注文書によると、一審原告■の作業内容には、「詳細設計」や「システムテスト」といったものが含まれているところ、これらの作業内容に照らすと、一審原告■が受注した開発業務は最終の検収日までにシステムの完成を予定するものとして注文がされたとみるのが自然であり、さらに、最終の支払回として記載されていた平成27年10月30日の支払が現にされていることに照らすと、一審原告■が受注した開発業務は、予定していた開発工程が完了し、検収にも問題がなく終了したと推認され、その後に一審原告■がレキオスソフトから受注して開発すべきシステムがあったことなどをうかがわせる具体的事情に関する的確な主張立証はない。

以上によると、レキオスソフトから受注した業務が平成28年2月28日まで継続することが見込まれていたと認めることのできる的確な証拠はないというべきであるところ、原判決がこれを認めてレキオスソフトから得られる見込みであった報酬と現実に得た収入との差額■円を本件氾濫による休業損害と認めたことは誤りであるから、原判決は是正されなければならない。

4 慰謝料について

- (1) 一審原告■は、246日間にわたって避難生活を余儀なくされたとして、1日当たり■円の計算で合計■円の避難生活に係る慰謝料を主張していたところ、原判決が避難生活の日数を82日間と認定して■円の限度で慰謝料を認めたことについて、訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当である旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第3の4・8ページ）。
- (2) しかし、前記第1の4(2)で主張したように、一審原告■が主張し、原判決が採用する類型化や算定過程は合理的なものとはいえないから、原判決は是正されるべきある。

第4 一審原告■（原告番号■）及び一審原告■（原告番号■）について

1 家財の被害について

- (1) 一審原告■及び一審原告■（以下「一審原告■」という。）は、家財の被害について、民事訴訟法248条を適用した上で、国税庁資料に基づく家財評価額の65%である各■円を一審原告■及び一審原告■の家財の損害額とそれぞれ認めた原判決の認定の誤りを一審被告が主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(4)ア及び(5)ア・65ページ）に関して、①一審原告■及び一審原告■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは本件氾濫の実相から容易に推察され、証拠（甲損11の2、3、6等）からその所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであるから、家財の損害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第4の1及び第5の1・8及び9ページ）。
- (2) しかし、前記第1の3(2)で述べたとおり、家財の損害の発生については、被災者ごとに、本件氾濫当時にかなる家財を所有していたかを品目や購入

時期等を可能な限り特定した上で、それが財産的価値を有していたことについて具体的な主張立証がされるべきである。しかるに、一審原告■及び一審原告■が上記主張において言及する住家が大規模半壊した旨の記載があるにとどまり災証明書（甲損11の2）は、一審原告■及び一審原告■の所有する家財が浸水被害を受けたことを明らかにするものではない（り災証明書には家財道具が証明対象にならない旨明示されている。）。また、一審原告■及び一審原告■の自宅内外を撮影したとされる写真（甲損11の3）の1枚目からは具体的にいかなる家財が被害を受けたか不明であるし（陳述書（甲損11の6）並びに一審原告■調書4及び5ページ等によっても不明である。）、2枚目の写真からは、洗濯機が置かれた脱衣所らしき居室の床が泥様のもので汚損されている状況はうかがえるものの、洗濯機の損傷の有無程度も不詳である。上記居室の隣にある浴室については、浴槽自体が汚損している状況はうかがえないし、浴室の耐水性の高さに照らすと、仮に床面が泥で汚損されても、一定の清掃を行えば使用可能になると考える余地が多分にあり、少なくとも上記写真のみからでは、浴室全体のリフォームを要するほどの損傷が生じたかは不明といわざるを得ない。

そして、以上にみた点に照らすと、1階の全ての家財道具が使えなくなった旨をいう一審原告■及び一審原告■の主張（一審原告らの令和3年6月2日付け損害各論準備書面(15)2及び3・1ないし3ページ）並びに一審原告■の供述（甲損11の6、一審原告■調書）等については、個々の家財道具の損傷状況を明らかにする写真等の客観的資料による裏付けがない中でたやすく採用できるものではないというべきである。なお、一審原告■及び一審原告■は、自宅のリフォーム工事をしたと述べるところ、当該工事が家財の被害に関わるものを含む可能性が否定できないにもかかわらず、その具体的な工事内容、工事代金とその支払状況を明らかにする領収書等の客観的資料は提出されていない。以上によると、一審原告■及び一審

原告■の家財が浸水被害を受けたことについては、的確な立証がされておらず、損害額の算定以前の問題である損害発生の実事が認められないのであるから、民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている。一審原告■及び一審原告■の前記(1)①の主張には理由がないというべきである。

また、前記第1の3(2)でも述べたように、国税庁資料は、損害賠償請求訴訟で損害額の算出に利用されることを予定したものではなく、個々の被災者の家財の被害について実相を反映するものでないことは明らかであり、一審原告■及び一審原告■の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

以上によると、一審原告■及び一審原告■の自宅2階に被害がなかったことを考慮して一定程度の減額をしているとはいえ、国税庁資料に基づいて一審原告■及び一審原告■の家財の損害額を認めた原判決は不合理というほかないから、是正されなければならない。

2 慰謝料について

一審原告■及び一審原告■は、一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の4（4及び5ページ）の主張を引用して一審原告■及び一審原告■が主張したとおりの慰謝料額を認めた原判決に誤りはない旨主張するが（一審原告控訴答弁書（損害各論）第4の2及び第5の2・9ページ）、前記第1の4(2)で主張したとおり、当該主張には理由がなく、原判決は是正されるべきある。

第5 一審原告■（原告番号■）について

- 1 一審原告■（以下「一審原告■」という。）は、生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料として■円を、写真、アルバム、ビデオ等思い出品を失ったことによる慰謝料として■円を主張していたところ、原判決が前者につき■円、後者につき■円と認定したことについて、訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当である

旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第6・9及び10ページ）。

- 2 しかし、一審原告■は、訴状等において、前記1の各慰謝料について、それぞれ「■万」などと記載したにとどまり、計算式といえるようなものを主張していたとはいえないから、前記1の一審原告■の主張は当を得ないが、いずれにしても、前記第1の4(2)で主張したように、一審原告■が主張する慰謝料額及び原判決が認めた慰謝料額について、その前提とする類型化に合理性は見いだせないから、原判決は是正されるべきある。

第6 一審原告■（原告番号■）について

1 住宅の被害について

- (1) 一審原告■は、補修費用の支払の事実についての立証不足等を指摘して国税庁資料に基づく推計のみを行って居宅補修に係る損害■円を認めた原判決の誤りを一審被告が主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(7)ア・66ページ）に関し、①一審原告■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは一審原告■が提出した証拠及び本件氾濫の実相から容易に推察されるから、住宅の被害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第7の1・10ページ）。

- (2) しかし、家屋が浸水被害を受けたといっても、修繕工事の内容や修繕に要する費用は個々の家屋ごとに異なるのであるから、居宅の補修に係る損害の発生については、居宅ごとの浸水被害の状況を明らかにした上で、当該状況に適した修繕の内容及び費用であるかどうかを検討されるべきである。しかるに、一審原告■は、居宅の浸水状況について、床上約35センチの浸水被害があった旨や畳、床及び壁が泥水につかってだめになったなど供述するにとどまり（甲損18の1、一審原告■調書5ページ等）、どのような修繕を行ったのか明確な説明をしないばかりか、修繕に掛かった費用すら「数十

万程度」と述べるのみで明確にしない。また、一審原告が提出する証拠に、居宅の被害状況を撮影した写真等の客観的資料もない。そして、一審原告は、一審被告が一審被告控訴理由書第3の3(7)ア(66ページ)において、修繕工事を行った工事業者に確認するなどの方法を具体的に示唆しているにもかかわらず、そうした立証の試みやそれができない事情の説明を全くしないというのは不可解といわざるを得ない。以上によると、一審原告の居宅が浸水被害を受けたこと及びその修繕の内容については、的確な立証がされておらず、損害額の算定以前の問題である損害発生的事実が認められないというべきであるから、民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている。一審原告の前記(1)①の主張には理由がないというべきである。

また、国税庁資料は、一審被告控訴理由書第3の1(2)(57ないし59ページ)で主張したとおり、損害賠償請求訴訟の損害額の算出に利用されることを予定したものではなく、個々の居宅の浸水被害の実相を反映するものでないことは明らかであるから、一審原告の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

なお、原判決は、一審原告の居宅の固定資産税評価額に国税庁資料別表3記載の被害割合を乗じて「居宅の補修に係る損害」として円を認定しているが、認定した損害と算定過程が論理的つながりを有するのか疑問である。

以上によると、国税庁資料に基づいて一審原告の居宅の補修に係る損害を認めた原判決は不合理というべきであるから、是正されるべきである。

2 家財の被害について

- (1) 一審原告は、家財の被害について、民事訴訟法248条を適用した上で、国税庁資料に基づく家財評価額の30%である円を一審原告の家財の損害額と認めた原判決の認定の誤りを一審被告が主張したこと(一審被告控訴理由書第3の3(7)イ・66及び67ページ)に関して、前記1(1)

と同じく、①一審原告■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは一審原告■が提出した証拠及び本件氾濫の実相から容易に推察されるから、住宅の被害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第7の2(2)・10及び11ページ）とともに、③原判決が一審原告■の標記損害につき、被害割合を30%であると認定したのは不当であって、本件氾濫により一審原告■に生じた家財の損害は、国税庁資料と同じく被害割合を40%とした■円とするのが相当である旨主張する（一審原告損害各論(1)第1の1・1及び2ページ）。

(2) しかし、前記第1の3(2)で述べたとおり、家財の損害の発生については、被災者ごとに、本件氾濫当時にかかる家財を所有していたかを品目や購入時期等を可能な限り特定した上で、それが財産的価値を有していたことについて具体的な主張立証がされるべきである。しかるに、一審原告■の前記(1)の主張は、証拠（甲損18の1ないし7）をどのように評価すべきかについての論拠が示されていないし、り災証明書（甲損18の2）はり災の程度が半壊であることが記載されているにすぎず、一審原告■の所有する家財が浸水被害を受けたことを明らかにするものではない（り災証明書には家財道具が証明対象にならない旨明示されている。）。

そして、以上にみた点に照らすと、1階にあった冷蔵庫、洗濯機、テレビ、畳等の家財道具が使えなくなった旨をいう一審原告■の主張（一審原告らの令和3年7月15日付け損害各論準備書面(18)第2の2・2ページ）及び陳述書（甲損18の1）等の記載については、個々の家財道具の損傷状況を明らかにする写真等の客観的資料による裏付けなくして、たやすく採用できるものではないというべきである。そして、一審原告■は、新しく買い揃えたもののいくつかについては領収証があるというのに（甲損18の1・3ページ）、それすら証拠として提出していない。以上によると、一審原告■

■の家財が浸水被害を受けたことについては、的確な立証がされておらず、損害額の算定以前の問題である損害発生的事実が認められないのであるから、民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている。一審原告■の前記(1)①の主張には理由がないというべきである。

また、前記第1の3(2)でも述べたように、国税庁資料は、損害賠償請求訴訟で損害額の算出に利用されることを予定したものではなく、個々の被災者の家財の被害について実相を反映するものでないことは明らかであり、一審原告■の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

以上によると、一審原告■が2階建ての居宅で一人で生活していたことや床上浸水の高さを考慮して一定程度の減額をしているとはいえ、国税庁資料に基づいて一審原告■の家財の損害額を認めた原判決は不合理というほかないから、是正されなければならない。

なお、一審原告■の前記(1)③の主張については、そもそも国税庁資料は損害賠償請求訴訟で損害額の算出に利用されることを予定したものではない上、国税庁資料が示す被害割合と原判決が認定する被害割合との間に差があるとしても、それだけでは原判決に誤りがあるということとはできないから、一審原告■の前記(1)③の主張は当を得ないというべきである。

3 慰謝料について

- (1) 一審原告■は、①避難生活に係る慰謝料として■円、②生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料として■円、③写真、アルバム、ビデオ等思い出品を失ったことによる慰謝料として■円を主張していたところ、原判決が上記①につき■円、上記②につき■円、上記③につき■円と認定したことについて、訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当である旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第7の3・11及び12ページ並びに一審原告損害各論(1)第1の2・2ページ）。

(2) しかし、前記(1)①の慰謝料に係る原判決の判断は、その判示を精査しても、自宅2階で避難生活を送った期間を認定する以外には、慰謝料の算定に供し得る数値が見当たらないなど、いかなる理由で■■■■円という慰謝料を認定したのか不明であり、その点において不合理というべきである。また、一審原告■■■は、前記(1)②及び③の各慰謝料については、訴状等において、それぞれ「■■■～■■■万」などと記載したにとどまり、計算式といえるようなものを主張していたとはいえないから、前記(1)の一審原告■■■の主張は当を得ないが、いずれにしても、前記第1の4(2)で主張したように、一審原告■■■が主張する慰謝料額、原判決が認めた慰謝料額について、その前提とする類型化に合理性は見いだせないから、原判決は是正されるべきである。

第7 一審原告■■■(原告番号■■■■)について

1 住宅の被害について

- (1) 一審原告■■■は、居宅の浸水被害復旧工事に係る代金支払の事実を示す領収書等の客観的資料を提出していないことなどを指摘して、当該工事費用相当額■■■■円の損害を認めた原判決の誤りを一審被告が主張したこと(一審被告控訴理由書第3の3(8)ア・67及び68ページ)に関し、請求書(甲損20の17)によれば、上記工事に係る総請求額■■■■円のうち■■■■円が常総市からの補助金にて支払済みであることが明らかであり、残金については、領収証(甲損20の18)を提出している旨主張する(一審原告控訴答弁書(損害各論)第8の1(2)・12ページ)。
- (2) しかし、前記(1)の各証拠のとおりの復旧工事代金の支払が認められるとしても、工事の対象となった住宅設備の減耗分の考慮がされておらず、原判決はこの点で不当である。したがって、復旧工事代金全額に相当する■■■■円の損害額を認めた原判決は、是正されるべきである。

2 家財の被害について

- (1) 一審原告■は、民事訴訟法248条を適用した上で、国税庁資料に基づく家財評価額の65%である■■■■円を一審原告■の家財の損害額と認めた原判決の認定の誤りを一審被告が主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(8)イ・68ページ）に関して、①一審原告■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは本件氾濫の実相から容易に推察され、証拠（甲損20の1、7、8等）からその所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであるから、家財の被害について、民事訴訟法248条を適用する要件を欠くことはない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第8の2・12及び13ページ）。
- (2) しかし、前記第1の3(2)で述べたとおり、家財の損害の発生については、被災者ごとに、本件氾濫当時にいかなる家財を所有していたかを品目や購入時期等を可能な限り特定した上で、それが財産的価値を有していたことについて具体的な主張立証がされるべきである。しかるに、住家が大規模半壊した旨の記載があるにとどまり災証明書（甲損20の7）は、一審原告■の所有する家財が浸水被害を受けたことを明らかにするものではないし（り災証明書には家財道具が証明対象にならない旨明示されている。）、一審原告■の自宅を撮影したとされる写真（甲損20の8）からも、具体的にいかなる家財が被害を受けたかは不明である。そして、一審原告■の配偶者である一審原告■■■■（以下「一審原告■」という。）の陳述書（甲損20の1）には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家電製品、テーブル、椅子、ソファセット、各種棚等の家具、子供たちのおもちゃ、書籍類、衣類等の様々な家財道具があった旨の記載があるが、上記記載に係る品目に照らし、それらが新品に近いものであったと仮定するとしても、原判決が認めた■■■■円は常識に照らしかなり高額であって（一審原告■は、冷蔵庫、洗濯機、テレビが高価であったと供述している。一審原告■調書13ページ）、そのような

通常よりも高額な家財については、購入店に領収書の控えの写しの交付を依頼するなどして、的確な立証がされる必要があるというべきであるが、一審原告■は、そうした立証をしない。

以上によると、一審原告■の家財が浸水被害を受けたことについては、的確な立証がされておらず、損害額の算定以前の問題である損害発生的事実が認められないのであるから、民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている。一審原告■の前記(1)①の主張には理由がないというべきである。

また、前記第1の3(2)でも述べたように、国税庁資料は、個々の被災者の家財の被害について実相を反映するものでないことは明らかであり、一審原告■の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

以上によると、一審原告■の自宅2階に被害がなかったことを考慮して一定程度の減額をしているとはいえ、国税庁資料に基づいて一審原告■の家財の損害額を認めた原判決は不合理というほかないから、是正されなければならない。

3 車両の被害について

(1) 一審原告■は、一審原告■が主張するのが中古車の損害であるにもかかわらず、中古車の取引事例ではなく、国税庁資料に基づく減価償却の方法によって■■■■円を車両の損害を認めた原判決の誤りを一審被告が主張したこと（一審被告控訴理由書第3の3(8)ウ・68及び69ページ）に関し、①一審被告が上記主張に際して引用した最高裁昭和49年4月15日第二小法廷判決（民集28巻3号385ページ）は交通事故により中古車が損傷を受けた事案に関するものであって、水害によって中古車が損傷を受けた本件には妥当しない旨及び②国税庁資料は損害の実相を反映したものである旨主張する（一審原告控訴答弁書（損害各論）第8の3(2)・13及び14ページ）。

(2) しかし、前記(1)の最高裁判決は、確かに交通事故の事案について判断し

たものではあるものの、交通事故を原因とする不法行為の事案と公の営造物の設置又は管理の瑕疵を理由として国家賠償請求をする事案とで、被害者の経済状態を被害を受ける前の状態に回復するという損害賠償の本質に変わりはない。この点、上記最高裁判決も、「いわゆる中古車が損傷を受けた場合、当該自動車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得しうるに要する価額によつて定めるべきであり、右価格を課税又は企業会計上の減価償却の方法である定率法又は定額法によつて定めることは、加害者及び被害者がこれによることに異議がない等の特段の事情のないかぎり、許されないものというべきである。」と中古車が損傷を受けた場合の損害額の算定方法一般に通用する判示をしている。そうすると、水害によって中古車が損傷を受けた場合における中古車の被害の損害賠償に対しても、上記最高裁判決の考え方は及ぶと解するのが相当であって、一審原告■の前記(1)①の主張は理由がない。

また、前記第1の3(2)でも述べたように、国税庁資料は、損害賠償請求訴訟で損害額の算出に利用されることを予定したものではないし、国税庁資料による中古車の損害認定に関していえば、同資料は、取得価格に減価償却費を控除した金額に被害割合を乗じるものとしているところ(甲損2の2、原判決別紙3)、この算定方式は、当該中古車の製造会社、車種、年式、使用状態、走行状態、その車種の需要度、市場の動向等の具体的要因を捨象して一般的・抽象的に算定するものであって(中古車市場における中古車価額の算定要因等につき、前記(1)の最高裁判決に係る柴田保幸・最高裁判例解説民事篇昭和49年度114及び115ページ参照)、個々の被災者の車両の被害について実相を反映するものでないことは明らかであるから、一審原告■の前記(1)②の主張には理由がないというべきである。

なお、一審原告■からは、一審被告の度重なる指摘(一審被告の原審にお

ける令和3年10月7日付け損害各論準備書面（原告番号■■■■、■■■■）第1の1(3)・4ページ及び一審被告控訴理由書第3の3(8)ウ・68及び69ページ）にもかかわらず、未だ本件氾濫時に所有していた自家用車が水没により廃車となったことを裏付ける客観的資料は提出されていない（なお、自動車の所有関係等を立証するためには、登録事項等証明書が提出されてしかるべきところ、一審原告■■からはこれすら提出されていない。）。

以上によれば、国税庁資料に基づいて一審原告■■の車両の被害について算定した原判決は、不合理であることが明らかで、是正されるべきである。

4 慰謝料

一審原告■■は、一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の4（4及び5ページ）の主張を引用して一審原告■■が主張したとおりの慰謝料額を認めた原判決に誤りはない旨主張するが（一審原告控訴答弁書（損害各論）第8の4・14ページ）、前記第1の4(2)で主張したとおり、当該主張には理由がなく、原判決は是正されるべきある。

第8 一審原告■■（原告番号■■■■）について

一審原告■■は、一審原告控訴答弁書（損害各論）第1の4（4及び5ページ）の主張を引用して一審原告■■が主張したとおりの慰謝料額を認めた原判決に誤りはない旨主張するが（一審原告控訴答弁書（損害各論）第9・14ページ）、前記第1の4(2)で主張したとおり、当該主張には理由がなく、原判決は是正されるべきある。

以上